

平成31年度放課後児童に対し久喜市学童保育運営協議会が提供する保育

(平成31年3月理事長決裁)

< I 生活を保障する居場所 >

1 安全な居場所

①放課後児童の所在を確認する保育

- イ 登室時、おやつ前、外遊び後等に人数を確認する。
- ロ 無断欠席の場合には、保護者や学校等に連絡し、所在を確認する。
- ハ お迎えの方の確認を行う。いつもの人と違う場合は、保護者に確認する。
- ニ 登室時刻、お迎え時刻を出欠簿に記入する。

②放課後児童の健康状況の把握等に努める保育

- イ 子ども達の体調管理に努め、登室時やおやつ前、外遊び前に子供への問いかけを行うとともに、顔色、表情等の観察を行う。必要があれば検温等を行う。
- ロ すり傷等の傷病を速やかに発見する。
- ハ 登室時、おやつ前、外遊び後等に手洗、うがいを励行する。
- ニ 換気を行うとともに、エアコン等を活用して、適切な室温を保つ。
- ホ 汗、汚れ等に伴い、衣服を着替えさせる。
- へ 外遊びの服装（薄着、厚着、着帽等）に注意する。
- ト 水分補給のため、麦茶等を常時用意する。
- チ インフルエンザ流行時等、必要に応じて、マスク着用を励行する。
- リ アレルギー等の症状のある子どもを把握し、対応する。
- ヌ インフルエンザ等感染症の疑いのある子ども、罹患している子どもは保育しない。

③放課後児童の怪我等に対応する保育

- イ 怪我をした時の応急措置や連絡体制などを職員間で共有するとともに、保護者に周知する。
- ロ 事故（怪我及び問題事象）発生時対応マニュアルに従い対応する。

④安全な遊び場を提供する保育

- イ 登室前に、室内、室外の遊び道具等の安全点検を行い、安全な遊び場を確保する。
- ロ 必要に応じて、施設設備や遊び道具等の修理・修繕を行う。
- ハ 遊びの前、遊びの中で危険を知らせる。
- ニ 刃物等を、子どもの目の届かないところに置く。
- ホ 洗濯機の電源を切る、ガスコンロの元栓を締める等安全管理に努める。

⑤保育室等の環境を守る保育

- イ 感染症等対応マニュアルに従い、保育室等の衛生管理を行う。

⑥災害発生時の安全な居場所確保に努める保育

- イ 災害時対応マニュアルに従い対応する。
- ロ 年2回以上、水害・避難訓練、防犯訓練を実施する。
- ハ 月1回以上、AED点検、使用方法の確認を行う。
- ニ 月1回以上、非常口、避難経路の確認を行う。

2 安心感のある居場所

①放課後児童を心から迎える保育

- イ 子どもに声かけをする。
- ロ 子どもの良いところを見つけて褒める。
- ハ 子どもと一緒に共感する。

②放課後児童のところに寄り添う保育

- イ 子どもの気持に寄り添い話を聞く。
- ロ 子どもの声、意見を受け止める。
- ハ 子どもの気持を尊重する。
- ニ 子どもの様子を見守る。
- ホ 寄せられた子どもの声などを、職員間で共有し、必要に応じて対応する。

③放課後児童におやつを提供する保育

- イ おやつを提供する。
- ロ 提供するおやつに、食育の視点を取り入れるなど、おやつを工夫する。

④障がいのある子ども・異なった国で育った子どもに必要な応じた手助けや配慮をする保育

- イ 支援員等を加配し、必要な援助を行う。
- ロ 障がいについて理解を深め、障がいに関する知識や支援に必要な技能等を習得する。
- ハ 気になる子・要支援児童の対応等について、職員間で協議を行い、対応している。

<Ⅱ 生活を援助する居場所>

1 生活を守る居場所

①放課後児童個々の気持を理解する中での、喧嘩その他トラブルの仲裁をする保育

- イ 協力し合う遊び、譲り合う遊び、集団遊びの楽しさを説き、喧嘩その他トラブルの仲裁をする。
- ロ 喧嘩やその他のトラブルを起こさない環境づくりを行う。
- ハ トラブルがあった時には、子ども同士で話し合える場を設けるなど、子ども同士の良好な関係が築けるように取り組む。
- ニ トラブルがあった時、何がいけなかったかを子ども自身が気付けるように、子どもと向きあう。

②放課後児童個々の生活スタイルを守る保育

- イ 遊び方を指定しない。
- ロ 遊ぶための子どものルールを尊重する。
- ハ 遊びを広げる工夫をする。

③宿題ができる保育

- イ 宿題ができる環境を作る。
- ロ 宿題を行うよう働きかける。

④子どもの暴力、いじめ等反社会的行為を発生させない保育

- イ 「悪い言葉」「人を傷つける言葉や行動」などを行わせない。
- ロ 子どもの暴力、いじめ等反社会的行為の発生防止対策及び発生時対応マニュアルに従い対応する。

⑤児童虐待等に対応する保育

- イ 児童虐待の早期発見に努める。
- ロ 児童虐待発見時に、事務局に連絡し関係機関と連携を図るなど、児童虐待発生時行動マニュアルに従い対応する。

⑥約束やルールを守り、社会通念上必要な知識を身につける保育

- イ ルールを守る必要性を説き、学童クラブの「お約束ごと」を守らせる。
- ロ 「おはようございます」「ただいま」「さようなら」などのあいさつを促す。
- ハ 片付けの習慣を促す。
- ニ 「有難う」「ごめんなさい」が言える環境を作る。
- ホ 遊具や机など、施設及び備品の大切さを認識させる。

2 遊びのある居場所

①共に遊ぶ保育

- イ 集団の遊びを取り入れる。
- ロ 遊びの喜びを共に分かち合う。

②楽しく、好奇心を誘う遊びを提供する保育

- イ 興味がわくような遊具や行事を用意する。
- ロ 新しい遊びを取り入れる。
- ハ 遊びを通して仲間作りをさせる。

③異学年間で交流できる遊びを提供する保育

- イ 異学年間で交流できる遊びを提供する

④個々の遊びを発展させる保育

- イ 興味がわくような遊具や行事を用意する。(再掲)
- ロ 発達段階に合わせた遊びを行う。
- ハ チャレンジできる遊びを用意する。
- ニ 遊びに熱中できる環境を作る。
- ホ 「一緒にあそぼう」と言える環境を作る。
- へ 本に親しむ環境を作る。

3 成長を見守る居場所

①主体的に活動できる保育

- イ 行事やクラブのルールなどに、広く子どもの意見を求める。
- ロ 子どもの自主性や主体性を伸ばす遊びや行事を行う。
- ハ クラブ内の役割を子どもにも担わせるなど、子どもが主体的に参加できる環境づくりを行う。

<Ⅲ 保護者等と連携を図る居場所>

1 保護者と連携を図る居場所

①保護者に子どもの生活を伝え、聞く保育

- イ お迎え時に、学童での様子を伝え、家庭での生活状況を聞く。
- ロ 「クラブだより」を毎月発行する。

②保護者からの要望等に対応する保育

- イ 保護者が、相談しやすい環境づくりを行う。
- ロ 苦情処理マニュアルに従い、保護者からの要望・苦情等に迅速かつ適切に対応する。
- ハ 保護者からの意見・苦情・相談内容について、職員間で共有し対応する。

③保護者会・久喜市学童保育の会と話し合える保育

- イ 各クラブの「保護者会」や「久喜市学童保育の会」の意見に耳を傾け、必要な対応を行う。
- ロ 共催保護者会に出席し、意見交換する。

2 学校等と連携を図る居場所

①学校等関係機関と連絡・連携を図る保育

- イ 学校での様子を聞く。
- ロ クラブでの様子を話す。
- ハ クラブの児童名簿やクラブだよりを学校に渡し、学校から行事予定等をもたらう。
- ニ クラブ内で発生した問題について、必要に応じて、学校等と連携を図り対応する。
- ホ クラブの行事に、学校の先生方が参加されるよう声かけをする。

②地域と円滑な関係を保つ保育

- イ ゆうゆうプラザとの連携を図る。
- ロ 夏休み等に、工作や昔遊びなどを通して、地域の方と交流を図る。
- ハ 地域の祭り等に参加する。
- ニ 地域のボランティア団体の活動を受け入れる。